

諮問日：令和6年2月8日（令和5年度（最個）諮問第3号）

答申日：令和6年8月23日（令和6年度（最個）答申第2号）

件名：障害者等からの相談等に的確に対応するための相談窓口にあった相談等を定期的に把握・整理した文書に記録された保有個人情報の不開示判断（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所事務総局総務局第一課が障害者等からの相談等に的確に対応するための相談窓口にあった相談等を定期的に把握・整理した文書のうち、請求人に関するもの。」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年10月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

申出人は、広島高裁に障害者に対する差別及び合理的配慮が欠如していることの苦情（裁判所法82条）を少なくとも2022年8月頃から申し出ており、しかも広島高裁岡山支部には、ほぼ毎日、何度も何度も苦情の電話をしていたのであるから、当該文書が隠蔽されていることは明白である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

「最高裁判所事務総局総務局第一課が障害者等からの相談等に的確に対応す

るための相談窓口にあった相談等を定期的に把握・整理した文書」（以下「本件文書」という。）に当たるものとしては、平成28年6月29日付け最高裁総一第804号総務局長依命通達「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の事務の取扱いについて」（以下「本件通達」という。）に基づき最高裁判所事務総局各局課及び下級裁判所から報告された対応事例を一覧表にまとめたもの（以下「本件一覧表」という。）があるが、本件一覧表及びこの作成の元になる下級裁判所等からの報告書には、合理的配慮を行った事件・事案の概要は記載されているものの、個人情報保護等への配慮から、氏名等の個人識別情報は記載されていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年2月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月5日 審議
- ④ 同年8月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件文書に当たるものとして、本件一覧表があるとしつつ、本件一覧表及びこの作成の元になる下級裁判所等からの報告書には、氏名等の個人識別情報が記載されていないと説明することから、この説明をもって本件一覧表に本件対象個人情報が記録されているとはいえない旨主張するものと理解できる。この点について検討すると、最高裁判所において、本件通達に基づく報告を行った下級裁判所等に確認することで、容易に照合して特定の個人の情報であると識別することが可能な場合には、なお本件一覧表に保有個人情報が記録されていると考える余地がある（個人情報の保護に関する法律2条1項1号参照）。そこで、当委員会庶務を通じて上記の照合可能性について確認したところ、本件通達に基づいて作成される報告書の性質上、個人識別

情報が記載されていないだけでなく、報告を行った下級裁判所等においてその他の方法で特定の個人を識別することを可能とする情報と照合することも容易でないものと認められた。

したがって、本件一覧表に本件対象個人情報記録されているとはいえ、その他に、最高裁判所において本件対象個人情報記録された文書を保有している事実は認められない。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件対象個人情報が記録された文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕